

委員 長 報 告 書

さる 2月 22 日、28 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 21 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 24 号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 52 号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例について

を審査するため、3月 2 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 21 号、第 52 号は全会一致で、議案第 24 号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 21 号は、国民健康保険法の改正により平成 30 年度から新たに国民健康保険事業費納付金制度が導入にされることに伴い、和歌山県が決定する当該納付金を納めるための課税額の算定に関する事、及び加入者の資産所有実態において、その多くが居住用資産であることから、段階的に資産割を廃止するための資産割税率の引き下げに関する事、またマイナンバーの情報連携が開始されることに伴い、特例対象被保険者等に係る申告の際の手続きに関し、所要の改正を行うものである。

委員から、資産割税率の引き下げに伴い、他の保険税区分の税率に影響はないかとのただしがあり、31 年度以降の本市の当該納付金額が決定していないため明言はできないが、税率の調整が必要となってくる。しかしながら可能な範囲で国民健康保険事業基金を取り崩し急激な変動を緩和するよう努めるとの答弁がありました。

和歌山県全体では 30 年度から 10 年間で資産割を廃止するなか、本市では 3 年間で廃止するとした理由について ただしがあり、県内においても既に資産割を廃止している自治体もあり、本市も即時廃止したいが、他の区分の税率の急激な変動を考慮した結果、3 年間としたとの答弁がありました。

年度ごとに漸減的に配分された基金を活用していくなかで、30 年度は保

險税を増額しないとのことであるが、31年度以降はどうかとのただしがあり、納付金額に応じて適正に税率を変更する必要があるが納付金額が決定しておらず、保険税は増額または減額いずれの可能性もあるとの答弁がありました。

議案第24号は、第7期介護保険事業計画の策定に伴う第1号被保険者の介護保険料の見直し、保険料段階の判定に用いる合計所得金額の算定方法の見直し、保険料段階中第7段階と第8段階の区分と第8段階と第9段階の区分における基準所得金額の見直し、また罰則規定において質問や書類等の提出を求めることができる対象者の範囲を拡大するため所要の改正を行うものである。

委員から、第1号被保険者の各段階における所得範囲の規定に変更はないかとのただしがあり、基準となる第5段階について変更はないが他の段階については国の制度改正に伴い変更しているとの答弁がありました。

介護給付費準備基金残高と第7期計画期間中の基金取り崩し額の決定理由について、ただしがあり、29年度12月補正予算を含め基金残高は約2億7,900万円である。今後、団塊世代の高齢化の進展に伴い、急激な認定者の増加による給付費の増大に備え、今期の基金の取り崩し額は1億5,000万円にとどめたとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、第1号被保険者の保険料基準額が3年ごとに増額し続け、高齢者が生活する上で大きな負担となっているため、本議案に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、保険料の増額が市民生活に及ぼす影響は大きいと考えるが、国の制度改正などによる増加要因も大きく、本市においては高齢化の進行に伴う認定者の増加もありやむを得ない。また本市では基金の取り崩しや認定者数の増加を抑えるため介護予防事業を行うなど、保険料の増額の抑制策を講じていることから本議案に賛成するとの討論がありました。

議案第52号は、介護保険法の改正により、これまで都道府県が実施していた指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が30年4月1日より市町村に

権限委譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、新たに条例を制定するものである。

委員から、本条例制定後の指定居住介護支援事業者における基準の変更点や本市の事務量の増減について ただしがあり、当該事業者における基準について大きな変更点はなく、本市の事務量についてはこれまで県が行っていた事務が本市に委譲されることになるので増加する との答弁がありました。